

大阪市立加美南中学校

「学校いじめ防止基本方針」

令和8年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項）

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「互いに認め合い、自主性をもち、自ら学ぶ学校づくりを推進する。」を重点目標に「加美南中学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の三点をあげる。

- (1) 学期に1回（6月・12月・2月）は教育相談またはアンケートを実施し、生徒の実態把握に努めるとともに、どのようなことでも教員に相談しやすい環境を整備する。
- (2) 教職員間の情報交換を密に行い、いじめの未然防止・早期発見に努める。また、いじめを把握した場合は、速やかに情報を共有し組織的に対応する。
- (3) 学校から情報を発信し、保護者との連携を図り、生徒の状況を共有する。

3. いじめの未然防止についての取組

《基本方針》

いじめは、どの生徒にも起こりえる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための取組を全教職員で行う。

(1) 授業改善について

- ① 基本的な生活習慣を改善するために、学校における生活指導を確立して、学校や家庭できめ細やかな指導を行う。学習することが当たり前とする意識を浸透させる。
- ② 基礎学力定着のために、継続して、少人数指導や学力補充の体制をつくり、きめ細やかな指導を行う。
- ③ 学習教材を精選し、家庭学習（宿題等）の定着、生活の中に学習を位置づかせ、日々の着実な学習習慣による学力定着を進める。
- ④ 教員の授業力の向上のために、校内での研究授業を組織的・定期的実施して、教員間の意見交換や研修を行う。

(2) 自己有用感を高めるために

- ① 学級、学年活動の活発化……学年生徒中心の運営により自主・自立の心を育てる。

- ②各種行事の企画立案……生徒の検討会や意見交流の場をもち、思考力・発言力を高める。
- ③奉仕の心を根付かせる……クリーンキャンペーン、募金、地域ボランティア活動などの推進。

(3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

- ①障がいのあるなかまや「サポートクラス」についての理解を深め、ともに支えあう集団づくりを進める。
- ②生徒が学校・学年・学級・班という集団の一員として、校内外を含めて、自らが果たすべき行動や責任を常に意識できるように育成する。
- ③携帯電話、スマートフォン、インターネット等使い方の指導を行い、情報モラルの育成に取り組む。
- ④「いじめについて考える日」を設定し、全校生徒に対し「いじめは許されない」という集団の育成に向けた取り組みを実施する。

4. いじめの早期発見についての取組

《基本方針》

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

- (1) いじめ早期発見のため、学期に1回（6月・11月・3月）教育相談またはアンケートを行う。
- (2) 生徒の様子を観察し、教職員間での情報交換と情報の共有化を行う。
- (3) 休み時間等、生徒同士の会話にも細心の注意を払う。

5. いじめの早期解決についての取組

《基本方針》

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

- (1) いじめを認知した場合の指導の流れは、以下のものを基本として、迅速に対応する。

訴え・相談・気づき



学級担任・部活動顧問等による聞き取り



管理職・学年主任・生徒指導主事・生指部長等に報告



いじめ防止対策委員会で指導方針の決定



被害生徒への支援加害生徒への指導



被害生徒・加害生徒の保護者への連絡指導



学級・学年・部等での全体指導

- (2) 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじている生徒や、周囲で見えていたりはやし立てたりしている生徒を容認するものにほかならず、いじめられている生徒を孤立させ、いじめを深刻化させるものであることに充分留意する。
- (3) いじめの生徒に対して必要な教育上の指導をおこなっているにもかかわらず、十分な効果をあげることができない場合や、いじめが犯罪行為として認識できる内容となっている場合には、心理や福祉の専門家・警察署といった外部諸機関に通報し、適切に援助を求める。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

(1) 学校内の組織「いじめ防止対策委員会」

《構成》

管理職・生徒指導主事・生活指導部長・教務主任・学年主任・スクールカウンセラー

(事案に応じて、担任あるいは部活動顧問等を加える。)

《役割》

- ① 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ② いじめの疑いに関する情報や、児童生徒の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- ③ いじめやその疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係生徒への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

《年間計画》

- ① 調査・生徒対象いじめアンケート調査（6月・12月・2月）
 - ・教育相談を通じた学級担任による聞き取り調査（6月・12月・2月）
 - ② 研修会・生活指導研修会（4月）
 - ・人権教育研修会（11月）
- (2) 保護者や地域・関連機関との連携
- ① ホームページ等による啓発活動
 - ② 警察、区役所、子ども相談センターとの連携を密にし、迅速に対応できる体制を整える。
- (3) 取組内容の検証
- 学期末における教職員生活指導連絡会において、情報の共有と検討課題、対策の確認。

7. 重大事案への対処

- (1) 「生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑い」、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。また必要に応じて関係諸機関と連携を図る。
- (2) 学校が抱え込むことによって、事態が深刻化することがないように、大阪府教育委員会の指示のもと、警察署その他の専門機関の援助を求める。
- (3) 学校の対応は、「隠ぺいしない」「誠意ある対応に努める」「外部対応窓口は管理職に一本化」を意識することで、信頼の維持・回復に努める。
- (4) 個人情報を除くいじめへの学校対応の記録は、すべて公開の対象となることから、調査組織の設置や調査

によって明らかとなった事実関係について明確にしておく。

- (5) 被害生徒及びその保護者の不安を払拭することを第一に考え、誠意をもって対応し、求められる情報提供についても、隠ぺいすることなく提供する。